

退職した方がいたら(普通徴収の場合).....

- 1 6月から12月までに退職し一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった市・県民税は普通徴収という方法で本人より納付していただきます。退職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 下の例では、(ウ)未徴収税額6,000円を普通徴収の第4期として1回で納付していただくことになります。

記載例

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

令和 7 年 12 月 5 日		給与支払者 (特別徴収義務者) 大仙市長 あて		所在地 大仙市大曲花園町1番1号	郵便番号 014 - 0053	特別徴収義務者 指 定 番 号 7012345678	
		名称及び 代表者の 職氏名 株式会社 大仙産業 取締役社長 大仙 一二				受給者番号 0001	
		個人番号又は 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				連絡者の 係、氏名 氏名 大仙 一子	
						電話 (0187) 63 - 1111	
給 与 所 得 者				(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 事 由
フリガナ	ダイセン タロウ			特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 の 事 由
氏 名	大仙 太郎 (旧姓)			円	円	円	1. 退職(普・障)
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			6	6,000	6,000	2. 転勤
生年月日	[S]・H・R 50 年 8 月 31 日			月分 から			3. 休職
	(1月1日現在の住所...必ず記入願います)			12,000			4. 長期欠勤
旧 住 所	大仙市大曲栄町13番50号			11			5. 死亡
	(給与の支払を受けなくなった後の住所)			月分 まで			6. 会社解散
新 住 所	同上						7. その他
							()
							異動後の未徴収 税額の徴収
							1. 特別徴収継続 A欄へ
							2. 一 括 徴 収 B欄へ
							3. 普 通 徴 収 C欄へ
							1月1日以 降退職時までの 給与支払額
							円
							1,234,567
							控 除 社 会 保 険 料 額
							円
							123,456

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒 ー		
名 称 代表者			
担当者		電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分			
(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。			
新受給者番号			

B 一括徴収
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。
一括徴収した
税額 円 は、 月分
(月 日納期)
で納入します。

C 普通徴収
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。
(市役所から退職者 本人宛に税額通知)

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。